

**低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給を実施
～令和2年12月末の入金に向け、お知らせ文書を送～**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯を支援するため、令和2年8月からひとり親世帯臨時特別給付金の支給を実施していますが、コロナ禍が長期化する中において経済的基盤が弱いひとり親世帯の生活を引き続き支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給を行います。給付金を令和2年12月末までにお届けするため、本日、対象世帯に対してお知らせ文書を送ります。

1. 対象世帯について

676世帯

令和2年12月11日までに本事業の申請・支給認定があった世帯。

※本事業の申請対象は、令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方等です。

2. 再支給の金額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

※1回目の基本給付の額と同じ。なお、今回は家計急変による追加給付はなし。

3. 再支給までの流れ

お知らせ文書の受け取り後、申請手続きは不要。

令和2年12月末までに1回目のひとり親世帯臨時特別給付金が振り込まれた口座に再支給。

4. その他

ひとり親世帯臨時特別給付金事業の受付は、令和3年2月28日まで行っていますので、令和2年12月11日時点で本事業の申請を行っていない方においても、ひとり親世帯であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方又は公的年金等受給されている方は、対象となる可能性がありますので、下記窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

舞鶴市健康・子ども部子ども総合対策室子ども支援課

TEL:0773-66-1094、FAX0773-62-7957、E-Mail:k-shien@city.maizuru.lg.jp